

BizSTATION 利用規定改定のお知らせ（2025年10月2日改定）

以下の通り、BizSTATION 利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、ホームページの「ご利用規定」ページ（<https://www.bk.mufg.jp/houjin/mufgbiz/proc/documents/kitei.html>）よりご確認ください。

改定日 2025年10月2日（木）

■ 改定内容

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2025年10月2日最終改定)	(2024年12月20日最終改定)
2	第4条 本人確認 1. WindowsOS	(10)お客さまに次の事由が一つでも生じた場合は、当行は不正使用等による被害を防止するために、なんらの通知・催告なくして、お客さまの全ての利用者1Dにかかるログインパスワードおよび取引実行パスワードの利用を停止すること（以下「パスワードロック」といいます。）ができます。この場合、お客さまは、パスワードロック中も本サービス利用手数料および消費税を支払うものとします。 ① 当行所定の期間にわたり本サービスの利用がないとき ② 当行所定の回数もしくは期間にわたり当行に届出のあった住所もしくは電話番号に対して郵便もしくは電話により連絡ができないとき、または当行所定の回数もしくは期間にわたり当行からの連絡に対する応答がないとき ③ 前各事由のほか、当行がパスワードロックを行う必要があると認めるとき	(10)お客さまに次の事由が一つでも生じた場合は、当行は第三者による不正使用等による被害を防止するために、なんらの通知・催告なくして、お客さまの全ての利用者1Dにかかるログインパスワードの利用を停止すること（以下「ログインパスワードロック」といいます。）ができます。この場合、お客さまは、当行所定の方法により届け出ることにより、ログインパスワードロックを解除することができます。なお、お客さまは、ログインパスワードロック中も本サービス利用手数料および消費税を支払うものとします。 ① 当行所定の期間にわたり本サービスの利用がないとき ② 当行所定の回数もしくは期間にわたり当行に届出のあった住所もしくは電話番号に対して郵便もしくは電話により連絡ができないとき、または当行所定の回数もしくは期間にわたり当行からの連絡に対する応答がないとき ③ 前各事由のほか、当行がログインパスワードロックを行う必要があると認めるとき
3	第4条 本人確認 2. macOS	(8)お客さまに次の事由が一つでも生じた場合は、当行は不正使用等による被害を防止するために、なんらの通知・催告なくして、お客さまの全ての利用者1Dにかかるログインパスワードおよび取引実行パスワードの利用を停止すること（以下「パスワードロック」といいます。）ができます。この場合、お客さまは、パスワードロック中も本サービス利用手数料および消費税を支払うものとします。 ① 当行所定の期間にわたり本サービスの利用がないとき ② 当行所定の回数もしくは期間にわたり当行に届出のあった住所もしくは電話番号に対して郵便もしくは電話により連絡ができないとき、または当行所定の回数もしくは期間にわたり当行からの連絡に対する応答がないとき ③ 前各事由のほか、当行がパスワードロックを行う必要があると認めるとき	(8)お客さまに次の事由が一つでも生じた場合は、当行は第三者による不正使用等による被害を防止するために、なんらの通知・催告なくして、お客さまの全ての利用者1Dにかかるログインパスワードの利用を停止すること（以下「ログインパスワードロック」といいます。）ができます。この場合、お客さまは、当行所定の方法により届け出ることにより、ログインパスワードロックを解除することができます。なお、お客さまは、ログインパスワードロック中も本サービス利用手数料および消費税を支払うものとします。 ① 当行所定の期間にわたり本サービスの利用がないとき ② 当行所定の回数もしくは期間にわたり当行に届出のあった住所もしくは電話番号に対して郵便もしくは電話により連絡ができないとき、または当行所定の回数もしくは期間にわたり当行からの連絡に対する応答がないとき ③ 前各事由のほか、当行がログインパスワードロックを行う必要があると認めるとき
4	第18条 免責事項等	1. 次の各号の事由により本サービスおよびでんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき (2) 当行または金融機関の共有システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき (3) 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき (4) 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき (5) 第4条に基づくパスワードロックが行われたとき	1. 次の各号の事由により本サービスおよびでんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき (2) 当行または金融機関の共有システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき (3) 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき (4) 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき (5) 第4条に基づくログインパスワードロックが行われたとき

以上